

機能訓練特化型デイサービス Neo Reha 運営規程

地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)

【事業の目的】

第1条 株式会社 まつもと薬局が開設する機能訓練特化型デイサービス NeoReha(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護並びに介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)(以下「地域密着型通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 地域密着型通所介護等の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

また、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 機能訓練特化型デイサービス NeoReha
所在地 北海道帯広市西4条南17丁目11番地1
2. 名称 機能訓練特化型デイサービス NeoReha わかば
所在地 北海道帯広市自由が丘1丁目2番地1

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - ・生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
 - ・看護職員 1名以上
看護職員は、介護サービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談・助言を行う。
 - ・機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
 - ・介護職員 2名以上
介護職員は、介護サービスの提供に当たる。
- ③ その他
事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

通所介護、介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護サービス

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から1月3日及び国民の休日を除く。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前8時50分から午前11時55分、午後1時05分から午後4時10分までとする。

【利用定員】

第6条 利用定員は次のとおりとする。

通所介護、介護予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護サービス

18名（単位ごとの定員18名）

【地域密着型通所介護等の事業の内容及び利用料等】

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導(相談援助等)
- ② 機能訓練(日常動作訓練)
- ③ 介護サービス
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎サービス
- ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- ① 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費
- ② 特別行事費として行事に係る相当な費用
- ③ その他地域密着型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、帯広市・音更町の区域とする。

【緊急時等における対応方法】

第10条 生活相談員等は、事業内容の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

【サービスの利用に当たっての留意事項】

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 管理者及び生活相談員等による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- ③ 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- ④ 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び生活相談員等の指示に従い充分に注意すること。
- ⑤ 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び生活相談員等が必要と認めたものは、持参すること。
- ⑥ 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- ⑦ サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- ⑧ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- ⑨ 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

【非常災害対策】

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

【虐待の防止について】

第13条 当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修会の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営についての留意事項】

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 まつもと薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月15日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月2日から施行する。

この規定は、令和5年9月12日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。